重　要

福島社発第　１７１　号
平成２８年１２月１２日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公印省略）

福島事務センターの統合に伴う事務の取り扱いについて

日本年金機構　福島事務センターが平成２９年１月１日付けをもって仙台広域事務センターに統合されることに伴いまして、電子申請を除き下記のとおり事務の取り扱いが変更となりますので、適宜ご対応いただけますようお願いいたします。

また、これを機会に電子申請への取り組みにつきましてもご検討いただけますようお願いいたします。

記

１．統合による事務処理等のスケジュール

福島事務センターの統合による移転は、１２月２３日から２５日の間に行われます。移転準備のため、福島事務センターあての郵便物は、前日の２２日の分から仙台に転送され、２６日から仙台広域事務センターで事務処理が行われます。

各種届書につきましては、以下の仙台広域事務センターへお送りください。

仙台広域事務センター　　〒980-8461　宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1
住友生命仙台中央ビル（SS30）18 階

なお、各種届書等を各年金事務所に提出された場合には、事務センターに回送することになりますので、余分に２、３日かかることをご承知おきください。

２．各種届書等の取り扱い

①　算定、月変、賞与（総括表を含む）

同意書の提出の有無によって取り扱いが変わります。

◆同意書の提出がある場合

算定、月変、賞与の３届書の決定通知書については、すべて受託社労士に送付されることになります。

※　決定通知書は、事業所に送付することはできません。すべて受託社労士に送付されます。

※　届書提出時に返信用封筒の添付は必要ありません。

◆同意書の提出がない場合

算定、月変、賞与の３届書の決定通知書について社労士戻しを希望する場合は、届書提出時に「社労士戻」の押印と返信用封筒を添付すれば、決定通知書は社労士に送付されます。

なお、同意書につきましては、４月上旬に管轄年金事務所より送付される受託事業所一覧表をご確認のうえご対応ください。

②　上記の３届書以外

同意書の提出の有無に関わらず、社労士戻しを希望する場合は、届書等に「社労士戻」の押印と返信用封筒を添付してください。

返信用封筒は、返信先の社労士の氏名・事務所所在地を記載し（宛名シール可）、当面の間、切手の貼付は不要です。

なお、この取り扱いは、１月１２日以降の取り扱いとなります。１月１１日までについて社労士戻しを希望する場合は、同意書の提出の有無にかかわらず届書等に「社労士戻」の押印と返信用封筒を添付してください。

３．賞与支払届書の注意事項

賞与支払届書は、算定の総括表「賞与の支給予定月」をもとに登録され用紙が発送されます。送付漏れが起きないよう、必ず算定の総括表に賞与の支給月（予定）を記載するようにしてください。記載がない場合は、賞与支払届書の用紙が送付されません。